

窓

第 8 号

題字 村山慶吉

発行

なにわ橋法律事務所

大阪市北区西天満1丁目2番5号

大阪JAビル12階

電話 06-6364-0241

津 田 禎 三

編 集

新 井 教 正



やる気と

コミュニケーション

所主 津田 禎三

(一) 組織の強さは、そこに在る人達のやる気で決まる。

私は大学半ばで戦争に行き、戦後、小さな会社の経営もやりました。弁護士になってからは、事件を通じ或いは監査役として多種多様な会社経営の実態に触れ多くを学びました。目的意識を持ち、やる気に燃える人間集団の力は、時に、不可能を可能にすることすらあるということも知りました。

人のやる気に火を付けるのは組織のリーダーであり会社のトップの責務だと言えます。部下や社員との血の通いあったコミュニケーションが

取れば、やる気に火が付き、やがて大きなエネルギーとなります。

(二) 相手と顔を合わせ相手の目を直視して自分の言葉で自分の意思を相手に伝えるのが、人間社会における最も自然なコミュニケーションのあり方だと思っています。直接的なコミュニケーションの世界には、生き生きとした血の通いがあり心があります。どれほど立派なビジョンや経営計画、更には具体的な目的が言葉巧みに開示されても、しっかりとコミュニケーションが取られていなければ誰もついてこないでしょう。顔を見、膝

を交えてのコミュニケーションがな

い限り、誰も納得しないし、やる気もおこさない。ビジョンは忘れられ計画は空転し、人はただ無目的に動くだけです。

(三) 一九九九年、フランスのルノー社から日産自動車の最高執行責任者に就任したブラジル生まれのカルロス・ゴーンは、「経営再建三カ年計画」により、どん底にあった日産自動車に三年を待たずして巨額の赤字から大幅な黒字へと奇跡的に再生させました。

「コスト・キラー」とまで呼ばれたゴーン氏が、コスト削減強行策を実行し成功させるため最も重要な手段としたのは、社員との直接的なコミュニケーションでした。彼は、どれほど忙しくても、現場に足を運び顔をつき合わせて人の話しに耳を傾け、自分の言葉で自身の考えと意思を伝え続けました。やがて全社員が彼の考えと意思を理解し納得し、やる気をおこし、燃えあがったやる気の波は、目的達成に向けた大きなエネルギーとなりました。

(四) 最近、生後間もない赤ちゃんと母親や周りとのコミュニケーションについて、ロンドン大学のガーガリー・チブラ博士の実験報告を読み大

なにわ橋法律事務所

所主 弁護士 津田 禎三

弁護士 津田 尚廣

弁護士 下浦 弘章

弁護士 嶋田 修一

弁護士 新井 教正

弁護士 北野 了考

客員弁護士 戸根 住夫

事務長 小野 和也

事務員 宮本真千子

〃 大西 敦子

〃 津田 典子

〃 藤井 秀一

〃 木村 和由

〃 原 美樹

きな感動を覚えました。

赤ちゃんは、自分を真っすぐ見つめる顔をじつと見つめます。その時、赤ちゃんの頭に取りつけた脳波測定用のセンサーが強く反応し、特に赤ちゃんの脳の右側頭部が大変活発になっていたと報告されています。この事実も、コミュニケーションと右脳の働きについて大きな問題を提起するものです。母親の目を直視する赤ちゃんの姿はコミュニケーションの原点だと思います。諺に「目は口ほどに物を言う。」と言いますが、目は、ときに言葉以上の威力を発揮します。

(五) コミュニケーションにとって、言葉は重要な武器です。しかし言葉には限界があります。情報やメッセージの伝達は簡潔で明快でなければなりません。長々と続く難しいスピーチは、コミュニケーションにとって害はあっても何の効果もありません。耳から入った長談義の殆どは直ぐに忘れませんが、話しの流れのなかでイメージとして受けとめたものは、何時までも心に残るものです。心に刻み込まれたイメージからやる気が生まれ、人は行動に向けて力強く歩き出します。

厳しい時代を戦い抜くコミュニケーションの重要さとイメージとやる気の関係について、じっくり考え話し合いたいものです。

(つだ ていぞう)

日本のADRの未来

津田 尚廣



私どものNPO法人「シヴィル・プロネット関西」が、窮地に立たされていきます。

前々号に、NPOとADRのことについて書きました。今回はその続編です。

人の世にごたごた、トラブルは付き物ですが、こういった紛争を解決する機関について考えてみたいと思



ますが、裁判に比べて穏やかな紛争解決手段とも考えられます。

このように裁判所が行う裁判以外の紛争解決手段をひろくADRと呼んでいます。

私どもの「シヴィル・プロネット関西」というNPO法人(特定非営利活動法人)では、身近なもめ事や紛争を解決するための調停機関を立ち上げました。現在、その名称を「しみん調停センター(ココです)」としています。

前々号の記事の最後に私はこう書きました。「私たちのADRに対する取組はまだ緒についたところであり、本当に前途多難だと思っっています。ただ一〇年、二〇年のスパンで考えており、まずは続けていくことが重要と考えています」と。

事情が変わりました。私どものしみん調停センターの取組が、新聞に報道されたため、数多くの問い合わせとともに、もの凄い量の事件が持ち込まれてきたのです。私たちは急いで組織を整備し、実際の紛争について、調停を開始しました。その結果、調停が成立したのもあれば、不成立になったものもあります。あるいは、調停以前の相談に終わった

ものもあれば、他機関に処理を委ねたものもあります。かくして、日本で唯一の完全な民間型でNPO法人が主導する調停機関が誕生しました。おかげで、私たちの活動がいろんなところで注目されるようになりました。例えば、内閣府のメンバーが二度大阪に來られ、私たちの活動についてヒアリング調査を実施したのをきっかけに、内閣府とのルートが確立されました。

しかし、ここに来てというか、前々から問題と認識していたことが抜き差しならない状態になってきました。

お金のことです。組織を維持していくためには当然お金が必要です。賃料や電話代、通信費等々の費用がかかります。調停者や事務局スタッフは皆手弁当でやっています。でもこれには限界があります。調停機関としてちゃんとした活動をしていると思うえば、調停利用者から費用を頂戴しなくてはなりません。

しかし、これには大きな壁があります。弁護士法第七二条です。この規定は、弁護士以外のものが、報酬を得る目的で、法律事務を取り扱うことを禁止しています。いわゆる非

弁護士活動の禁止です。しみん調停センターの活動は、この非弁活動に当たるとか。当たります。当たっても嬉しくありませんが、過去の判例の解釈からみて該当ということになるでしょう。もちろんADR基本法を制定して、日本にADRを根付かせようとしている時代の流れとこの

結論は合致しません。しかし、ADR基本法が制定されるのは、何年も先の話ですが、弁護士法七二条は現に存在します。この問題をいかに突破するのか。この問題は避けて通れません。いま私たちはこの問題をなんとかしようと全力をあげています。皆さんのご理解とご支持をお願いします。

健康増進法 分煙のすすめ

下浦 弘章



健康増進法といいますが、私の

それを披露させていただくというところではございません。ここでは、昨年の夏に成立し、今年の五月から施行される予定の「健康増進法」という法律における「分煙」の話です。

「受動喫煙」という用語が登場したのは、この法律が初めてのことです。さて、この法律の第五章、第二節に「受動喫煙の防止」というタイトルのもと、「第二五条 学校、体育館、病院、劇場、観覧場、集会場、展示場、百貨店、事務所、官公庁施設、飲食店その他の多数の者が利用する施設を管理する者は、これらを利用する者について、受動喫煙（室内又はこれに準ずる環境において、他人のたばこの煙を吸わされることをいう。）を防止するために必要な措置を講ずるように努めなければならない。」と定めています。

条文を読んでいただいたとおり、（学校等）その他の多数の者が利用する施設を管理する者に対して、受動喫煙、すなわち、他人のたばこの煙を吸わされることを防止するため



(つだ なおひろ)

の措置を講じるよう努めなければならぬというのです。もともと、この条項は、単に努力規定にとどまり、罰則もありませんから、実効性については疑問が残ります。

そして、「その他の多数の者が利用する施設」とは、たとえば次のような施設が含まれると解釈されており、かなり広範囲に及んでいます。

- 一、遊技場（ゲームセンター、パチンコ・スロット店、ビリヤード場、ボウリング場、麻雀・囲碁・将棋店、公園、遊園地、カラオケ店）
- 二、スポーツ施設（ゴルフ場、テニスコート、公営競技場など）
- 三、式場（結婚式場、結婚式披露宴会場、葬儀場、その他各種宴会場など）
- 四、その他の店舗（ホテル・旅館、銀行、理容・美容店、エステティックサロン、マッサージ店、接骨院、鍼灸院、日焼けサロン、コインランドリー、ガソリンスタンド、銭湯・温泉等入浴施設、休息施設、風俗店、占い店など）
- 五、交通機関（電車、バス、タクシー、船舶、航空機、駅、バス停、タクシー乗り場、港、空港など）
- 六、各種施設の待合所・待合席、応

接室、会議室、休憩室、洗面所、廊下、階段、出入口

従いまして、多数の人が利用する施設の管理者は、受動喫煙防止策、たとえば分煙設備などを備えるなどの対策を講じなければなりません。

分煙といいますが、裁判所などでも見られるように、空気清浄器を備えた喫煙コーナーを設置することなどが考えられますが、厚生労働省はそれだけでは不十分で、壁などで仕切り、煙を屋外へ排気することを推奨しているようです。そして、先日の新聞報道によりますと、厚生労働省

は、施設管理者が分煙設備を設置するための費用を、国民生活金融公庫の低利融資の対象とする方針を決めたそうです。

以上のように、国においても、他人のたばこの煙を吸ってしまう「受動喫煙」による健康被害を放置できない状況になってきています。

ところで、なにわ橋法律事務所においても、少し前から大会議室を禁煙にするなど、限定的ではあります。分煙を実施しております。その他の会議室は、従来どおり自由に喫煙できますし、大会議室での打合せ

では適宜喫煙タイムと称して休憩を入れるなど、愛煙家の方々にも配慮をしています。

すでに禁煙を達成しています私としましては、分煙が徹底されるよう希望しております。

(しもうら ひろあき)



「法律徒然草」『ヤミ金』

嶋田 修 一



最近、マスコミなどで「ヤミ金」

という言葉をよく聞く。ヤミ金とはいったい何であろうか。簡単にいえば、無許可で暴利を貪る金貸しである。堅い定義であれば、「貸金業登録の有無、契約形式の如何を問わず、債務者に対して、出資法違反の高金利により金員を貸し付けることを業とするもの」をいう。

で、ヤミ金の何が問題なのであるか？答えは簡単である、先ほどの定義にあるように、債務者の弱みにつけ込んで、超高金利を暴力的に徴収する方法で、暴利を貪っている点にある。では、ヤミ金はどうして暴利を貪ることができるのであろうか。それは、様々な事情から、多重債務に陥って信用状態が極端に低下した債務者が多くいることが原因である。リストラされたサラリーマン、不況の中小企業経営者などが被害者の典型例である。このような人たちは、返済資力が無いので、銀行は金員を

貸さないし、大手の消費者金融でもなかなか貸してくれない。困り果てて行き着く先がヤミの金融屋なのである。

ヤミ金と一言でいっても様々な手口がある。大まかに分けると、小口ヤミ金融、システム金融、家具リース金融、オートリース金融、チケツト金融である。聞き慣れない名称の金融屋があると思う。彼らがどのように暗躍して、どのように暴利を貪っているのか、興味が持たれるので少し述べることにする。

まず小口ヤミ金融であるが、これは分かりやすい。三万円から一〇万円の小さい金額を、出資法（同法五条二項では年利二九・二%が上限である）をはるかに越える金利で、貸し付ける業者である。手口は簡単、下品なスポーツ新聞に「ブラックOK」などとあからさまに広告を掲載したり、住宅のポストにチラシを投函したりして、獲物を探す。中には「誰でも融資、人柄重視」などと訳の分からぬ勧誘文句が書かれていることさえある。私の自宅のポストに入っていることもあるから、失礼な話である。多重債務に迫られた債務者は、つい目先の返済資金を捻出

するために、五万円ぐらいならばと手を染めてしまうのである。しかし、金利が年利一〇〇%を越えるのが一般的であり、時には一五〇%もの金利を負担させられる。三万円を借りさせて、一〇日後に一万円を金利、その一〇日後にまた一円の金利と三万円の元金を支払わせる。二〇日で二万円の儲けになるわけである。もともとの元金が低いので大したことはないようにも思えるが、このような借り入れが増えていけば返せるわけがない。最近、小口金融のやり方がエスカレートしてきて、借りた債務者の銀行口座に、勝手に金銭を振り込んできて、高利の利息と元金の返済を強要する「押しつけ金融」なる小口金融が暗躍していると、いかにわかに信じがたいが、ルーズな債務者につけ込んだ悪質極まりない犯行である。

次に、システム金融についてであるが、こいつは、倒産寸前の中小零細事業者、特に手形や小切手の決済資金に追われている事業者を狙ってくる。ダイレクトメールなどで融資の勧誘を行い、その後瞬く間に不渡りへと追い込んでいく。なぜシステム金融と言うのかであるが、ちよっ

とおもしろい。システム金融は、ひとつの金主（貸付資金の提供者のこと）が、いくつもの業者名を用い、複数のシステム化された業者を抱えて、債務者を追い込んでいくのである。だからシステム金融と言われる。破産へ追い込むシステムが構築されているので、システム金融とこのことである。資金繰りに困った中零細事業者が、システム業者から借り入れを行うと、返済期間際に別のシステム業者から融資勧誘が届き、差し入れた手形の決済のために、同じ金主の別の業者から、高い金利（これも年利一〇〇%をはるかに越える）でまた借り入れを行ってしまい、破産への一三階段を上っていくことになる。

小口ヤミ金融もシステム金融も、金銭消費貸借契約であるから、貸金業法、出資法、利息制限法などの法律の適用があるので、違法性を問いやすい。しかし、敵もさることながら、連絡先が携帯電話ぐらいいしか分からなかったり、貸し主を特定できなかつたりする。相談にきた債務者に、「誰から借りたのか？」と尋ねても、「ローンズ野菜から借りました。」という程度でまともな話にな

らない。携帯電話の番号先へ電話を入れ、半ば脅迫的に刑事告訴をちらつかせ、「今後一切取立をするな。」とすごむしか弁護士にも手の打ちようがないのである。

これらはまだましであるが、これから触れるオートリース金融、家具リース金融、チケツト金融はちよっとなやつかいである。実質は金融業を営んでいるのだが、巧みに法形式を変えて、貸金業には見えないようにして、貸金業法、出資法などの規制をかわしながら暴利を貪っているからである。

オートリース金融とは、自動車を買取担保に託して金員を貸し付けるといのが実体であるのに、売買契約とリース契約を仮装して、出資法等の規制を潜脱して、リース料名目にて暴利を貪る金融屋である。よく町を走っていると、「乗ったままで融資」「車で即日融資」などと書かれている看板を見ることがあると思うが、それがこのヤミ金である。このヤミ金の悪質なところは、売買契約にて、自動車の所有者から買い取った形にして、車検証や印鑑証明書を取り上げる。自動車は、債務者にそのまま乗らせて高額なリース料を払わせ、

儲ける。彼らの意図は、出資法等の規制を潜脱しようとするところにある。形式には、売買契約とリース契約であるから、貸金契約ではないとも思えるが、実体は、自動車を担保に金を貸していることは明らかである。しかし、弁護士が入って交渉しても、リースだと言い張って譲らない。自動車を引き上げても清算しようとしなないなど、その対応は傲慢である。

家具リース金融も基本的にやり方は同じである。債務者の家財道具を一旦買い取った形式にして、その後リースして高額なリース料を支払わせるのである。先ほどの自動車のリースなら分かるが、家財道具のリースというのは全く聞いたことがない。どこで家庭で、家財道具一切をリースで借りて生活している家庭があるであろうか？

チケット金融はもっとやっかいである。私も繁華街の裏道を歩いて、このチケット金融が多いことにびっくりしたことがある。チケット金融とは、代金後払いでチケットを購入させ、これを他のチケット業者に売却する形で金銭を貸し付け、一定期間後にチケットの額面どおりの代金

を取り立てて支払わせる金融業者のことである。代金後払いであっても売買契約であるし、別のチケット業者への売却も売買契約である。したがって、形式的に見れば、二つの売買契約があるだけである。しかし、最初の売買においては、例えば七〇〇円の阪神高速の高速券を三〇枚で売却し、一週間後二万一〇〇〇円の代金後払いの約束を強いて、手渡した三〇枚の高速券は、指示した別のチケット屋へ売りに行かせ、一万六〇〇〇円で売却させるという方法で、実質的には一万六〇〇〇円の金銭を融資して、後日二万一〇〇〇円の返済をさせるのである。先のチケット屋と指示したチケット屋とはつながっており、実質的には、一万六〇〇〇円の融資に対し、一週間後五〇〇〇円の利息を取っているのである。年利に直すと一〇〇〇%をはるかに越える利息を取っていることになる。先のチケット屋と別のチケット屋が二つ介在していることが特徴である。よく考えたものだと思心すると共に、出資法等の規制を潜脱する方法としてその悪質さに驚く。

金を営んでいるのに、巧みに法形式を変えて、貸金業には見えないようにしているから、警察もなかなか動きにくい。オートリース金融は、実質年利一〇〇%ほどに押さえて、あくまでリースだと言い張れるようにしたりしている。チケット金融は、チケットを売った業者と、チケットを買い取った業者を形式的に分けているので、あくまで別々の売買だと言いつ張れるようにしている。しかし、チケット金融の脱法目的でチケットを装う、超高金利などの違法性に鑑みれば、債務者とチケット業者との契約は、それ自体公序良俗に反し、無効であり、社会運動として、このような違法な貸金業を根絶するための強い行動が必要である。そのため牽引役は我々弁護士に課せられているといっても過言でない。近時、地道な説得と訴訟活動が功を奏し、裁判所から、チケット金融のチケット売買を装った金銭消費貸借に關し、公序良俗に反し無効との判決がくだされている。ところで、この原稿が出される直前に、チケット業者に対し出資法違反の刑事判決が言い渡されたと新聞に報じられた。誠に常識的な判断である。

不況が続く中、破産者が増加する傾向にあり、多重債務に陥って苦しんでいる人たちの弱みにつけ込んで、暴利を貪る業者を絶対に放置しておくことはできない。ヤミ金達は、返済が滞れば、自宅はもちろん、職場や親戚にまで、脅迫的な言辞を用い、その返済を強要する。債務者は、それが怖くて、別のヤミ金から借りたり、家族まで多重債務者にさせて返済を続けざるを得なくなるのである。このような事態が異常であることは異論がなく、ヤミ金の根絶が求められるのである。

しかし、日本の経済不況と破産者の増加は一体いつまで続くのであるうか。

(しまだ しゅういち)



消費者金融との攻防

新井 教正



私が弁護士として扱っている事件には大きく分けて事務所事件と個人事件があるが、個人事件の大半を占めているのが、いわゆるクレ・サラ事件（任意整理、破産申立、個人債務者再生手続申立等）である。そこで、今回、クレ・サラ事件の1つである任意整理事件について書いてみたいと思う。

任意整理事件を処理するにあたって、まず弁護士が行うのは各債権者に対して受任通知を送送することである。受任通知というのは、簡単に言えば「当該債務者の債務整理については私が委任を受け処理することになりました。やり取りについては

すべて私が窓口になるので、今後、債務者等へ直接請求したり連絡を取ったりしないでね」という趣旨の文書である。

受任通知を送送すると、金融庁事務ガイドライン（三―二―二(3)②）というものにより、貸金業者は債務者に対して直接取り立てを行うことができなくなる。貸金業者からの厳しい取り立てに疲れ果て、やむにやまれず弁護士のところに相談にきたという債務者が大半であることからすれば、債務者にとって受任通知の発送による恩恵は絶大であるといえる。

次に行うのが、債権者に対する債務者との全取引履歴（簡単に言えば、従前の貸付と返済の履歴のこと）の開示要求といわゆる引き直し計算である。

皆さんは利息制限法という法律をご存知であろうか。同法によれば、金銭消費貸借上の利息は、元本が一

〇万円未満の場合は年二〇%、元本が一〇万円以上一〇〇万円未満の場合

は年一八%、元本が一〇〇万円以上の場合には年一五%までしかとつてはいけないことになっているが、大半の貸金業者はこれを越える利率での貸付を行っている。ということは、全貸金業者が利息制限法に違反しているのかというと、もちろんそうではない。貸金業の規制等に関する法律（以下、「貸金業規制法」という）四三条において、同条所定の要件を満たした場合には、利息制限法に定める制限利率を超えて利息をとつてもよいことになっているのである。

ところが、現実には貸金業規制法四三条所定の要件を満たすか否かについては極めて厳格に判断されるため、この要件を満たしている貸金業者というのはほとんど存在しない。

そこで出てくるのが、上述の引き直し計算と呼ばれるものである。

すなわち、貸金業規制法四三条の要件を満たしていない以上、貸金業者は利息制限法の範囲内の利息しか取れないにもかかわらず、それを超える利率に基づいて処理を行ってきたのであるから、提出された従前の

取引経過をもとに利息制限法所定の利率に引き直して計算し直すわけである。

引き直し計算をすることで、金額の大小はあれ債務額が減少することになり、債務者の側からすれば今後返済していくべき額が減ることになるのだから、その恩恵はきわめて大きいものである。

このように引き直し計算をして算出した残債務額をもとに、各債権者と返済条件の交渉を行っていくことになり、任意整理も山場を迎えることになる。

すなわち、残債務額を一括返済できる債務者などそうはいないため、返済条件の交渉とは分割返済の交渉になるのだが、どうしても長期分割になってしまふ。ところが、分割返済途中においても利息がつくとなると、せっかく残債務額を減少させたにもかかわらず利息のせいで支払総額が増える結果となる。そこで、こちらとしては将来利息はつけない形での分割返済を提案することになるのだが、もともと利息支払の合意のもとに借り受けていることは事実であり、単にその利率が制限を上回っていたにすぎないため、制限内の利

率で利息を取ること自体は法律上何の問題もないのである。逆に、将来利息をつけないというのは、もともと利息支払の合意を行っていることからすれば何の法律上の根拠もない単なる「お願い」にすぎないのである。

実際にこの点を指摘する貸金業者も稀にだが存在し、「将来利息を付加することには何か法律上の問題があるんですか。利息を支払うという合意のもとで貸してらんやから、少なくとも利息制限法の範囲内の将来利息は当然もらえるはずでしょ。我々も法律はきちんと守らないとダメだと思っから、引き直し計算後の残債務額を受け入れたんやから、先生の方もきちんとしてもらわんと。」などと嫌味をたつぷりとこめながら痛いところをついてくる（敵もやられっぱなしではなく、知恵をつけてきている）。

ただこちらも引き下がるわけには行かないので、債務者の経済的更生の観点やら、大阪弁護士会の統一基準やら、貸し手責任といったようなことを主張して、将来利息はつけられないと対抗（というよりも現実には懇願に近い……）するのだが、なによ

んいずれも法的な根拠をもつものではないため、ただ虚しく響くのみである。債権者から「そんな法律ちやいますやん。統一基準なんて弁護士村で作られたルールにすぎひんし、裁判になつてもこつちが勝てますよ（注・実際判決となれば、そうなる可能性が高い）」とばつさり切り捨てられてしまう。

ここまでくるともはや手詰まり、リーサルウェポンを出すしかない。「破産」である。

このままでは破産せざるを得なくなるというのを前面に押し出し、「破産となると、あなたのせいで同意してくれた他の債権者に迷惑がかかる」とか、「あなたが本人を経済的に抹殺することになるんやで」とか効果があるのかないかは分からないうが思いつく限りのことを散々言った後（今までやり込められてきており、半分憂さ晴らしも入っている）で、「後日、裁判所から通知がいくと思うんでその時はよろしく」などと捨て台詞を言っって電話を一方的に切ってしまう。

ここまでですと、大概の債権者は将来利息のカットにに応じてくれる（少なくとも、わたしの経験では、

「ほな破産しなはれ」と言われたことは一度もなく、最終的には応じてくれている）。

以上が、任意整理の経緯である。今回述べたのはあくまで債権者が正規の貸金業者の場合であり、無登録かつ年利数百から数千%という暴利をむさぼっているいわゆる「ヤミ金」の場合は全く違う処理が必要になるのだが、「ヤミ金」については嶋田弁護士が書いたものを見ていただければと思う。

（あらい のりまさ）

「ちよっぴー杯で三〇万円」

北野 了考



1 昨年（平成一四年）の道路交通法改正により、酒酔い運転の罰則

が「二年以下の懲役または一〇万円以下の罰金」から「三年以下の懲役または五〇万円以下の罰金」に、酒気帯び運転の罰則が「三月以下の懲役または五万円以下の罰金」から「一年以下の懲役または三〇万円以下の罰金」に、それぞれ大幅に引き上げられました。ところで、一般にはその違いは

余り知られていないようですが、「酒酔い運転」とはアルコールの影響により言語活動、歩行活動、平衡感覚、視力など車両等の運転に必要な運動機能が害されている状態で運転する場合をいい、「酒酔い運転」とは「酒酔い運転」のような状態に至っていないくとも、アルコール基準値を超えて運転する場合をいいます。ちなみに、最高裁判所は「酒酔い運転」の罪の故意が成立するためには、行為者において、アルコールを自己の身体に保有しながら車両等の運転をすることの認識があれば足り、同法施行令四四条の三所定のアルコール保有量の数値まで認識している必要はない。」と判示（最決昭和五二年九月一九日）しており、「酒酔い運転」罪の成立には基準値の数値の認識までは不要と考えられています。

昨年の道交法改正に伴い同法施行令も改正され、酒酔い運転となるアルコール基準値が、呼吸一リットル中〇・二五%以上から〇・一五%以上に引き下げられました。結局、個体差はあるにせよ、ちよつと一杯のつもりで運転したら、

三〇万円以下の罰金を支払う羽目になる場合もあるということです。

2 このような道交法厳罰化の抑止効果によるものか、昨年（平成一四年）の交通事故死者数は八三二一人（前年比四二一人減）となり、この数字は現在の統計を取り始めた昭和四一年以降で最も少ないものになりました。これは過去最悪であった昭和四五年の一五六七六五人に比べると半分以下となっています。

しかも、昨年の数字を道交法改正前後で比較すると、昨年四月までは前年死者数とほぼ同数であったものが、改正道交法が施行された六月以降に大幅な減少となった模様で、六一一月の飲酒運転による死亡事故件数は前年同期より二七%も減少したようです。

3 ところで、「ワゴン車一台で合計一〇〇万円もの罰金を支払わされた」といった風に、今回の道交法改正により、飲酒運転者のみならずその同乗者にまで罰金が科されるようになったとの噂をよく耳にします。

道交法には従来から「何人も、（酒気を帯びて）車両等を運転

することとなるおそれがある者に対し、酒類を提供し、又は飲酒をすすめてはならない。」（第六五条二項）との規定が存在しますが、同条に違反した場合の罰則は定められていません。

ただ、飲酒運転の意思がない者に対して酒をすすめて飲酒運転を決定させた場合、飲酒していると知ったうえでその者に対し車を貸与した場合など、酒類提供等の行為が悪質と見られる場合には、飲酒運転者と共に刑法上の共犯（教唆犯、帮助犯）として処罰される可能性があります。

つまり、昨年の法改正以前から同乗者の処罰は法律上可能であったわけで、同乗者に対する処罰化の噂が真実であるとすれば、警察・検察による法律の運用が変わったということになるのでしょうか。

4 道交法の厳罰化により飲酒運転を原因とする死亡事故件数が減少したのとは裏腹に、駐車場完備の郊外型居酒屋などアルコール類を提供する飲食業者において、その売上げが激減したというケースもあるようです。

確かに、最近、ゴルフ場やファ

ミリーレストラン等の自動車で訪れる客が多い施設では、ノンアルコールないし低アルコールビールが目立つようになりました。

筆者自身も、たまのゴルフなどでノンアルコールビールのお世話になる機会が多くなりました。ビールに比べて味はイマイチですが、三〇万円もの罰金を支払う羽目になることだけはどうしても避けたいからです。

（きたの あきたか）



家庭裁判所と私

戸根 住夫



永年裁判所に在勤していても、家庭裁判所での執務経験は少なかったが、若い頃の三年間、田舎で地裁支部長と家裁支部長を兼任していた。

だから、家裁の各種会合に出席する機会もあったが、その雰囲気にはなじめなかった。私は、普通に仕事をしていたつもりだが、所長がある会合の席で、「家裁専属の裁判官はだいたい正常だが、地裁と兼務の人の裁判には困ったものが多い。」と発言するのを聞き、「ははあ、おれのことかな?」と思ったこともある。

家庭裁判所は、民衆から愛される

裁判所たるべきだといふので、広報

活動に熱を入れ、受理件数の多いことを業績判定のバロメーターとしていた(その点で私の勤務庁の成績不良が指摘されたこともある)。そのため、職員が管内の市役所などに出張して住民からの家事相談に当たり、事案に応じ携行の各種調停、審判申立書用紙に必要事項の記載をさせて持ち帰り、事件受理の事務をすませるといふ変な扱いもあったと聞く。

今はどうか知らないが、家事相談も家裁の重要な機能の場だといふので、暇な調停委員に期日出頭の名目で日当を支給し相談事務に当たらせているところがあった。私は、「家事相談は、事件受付事務の延長ではないのだから、調停委員にさせるのは邪道だ。」といつて嫌われた。また、家裁本庁には、篤志家達の出資による一種の基金が職員の許で保

管され、貧乏な出頭関係人の交通費などに支弁されていると聞き、「そんな会計監査の対象外で支出額回収の担保もない基金を職員が管理するのは、おかしい。」と発言し、これも所長のヒンシユクを買った。

ともあれ概念法学指向の私は、合法性よりも合目的性を重んずる家事調停や家事審判に肌が合わず、家裁勤務が少なくてすんだのは正直に言って幸いだった。もともと、昔も今も大多数の裁判官は、口に出さなくても、できれば家裁には行きたくないと考えており、家裁に配置されて不満の人達も少なくない(ただし、いろいろの事情で高裁、地裁には受け容れてもらえそうにない人が、少なくとも以前はかなりいた)。家裁勤務を衷心からの生き甲斐としている人達も、ある種の欲求不満を感じており、それが家裁の崇高な理念をワンパターンで繰り返し喧伝する形にもなっているのだと思う。

家庭裁判所関係者の年来の悲願は、地裁管轄の人事、家事関係訴訟事件の大幅な移管を受けることで、そうなったら欲求不満もかなり解消するわけだ。かつては、「全人事訴訟事件を非訟事件手続の家事審判に編入

せよ。」という、いとも勇ましい議論も見られた。まだその議論が延命していたころ、家裁所長名で離婚訴訟等の移管の是非を問う意見照会が来たことがある。賛成意見を集成して移管実現の布石とする意図は見え見えだったが、ウソは書けない。だから、「家裁移管には手続法の基本原理に照らし問題が多すぎる。ことには、移管で大坂城の外堀を埋め、やがては離婚訴訟等を家事審判に編入させるつもりなら、違憲論が避けられまい。」という趣旨の回答書を送付した。後日別の裁判官が所長の面前で「移管には疑念がある」と口を滑らせたところ、「戸根君もそんなことを書いてきたが、もつてのほかだ。」と、大変不機嫌だったそうである。

ところで、近年家庭裁判所には司法制度改革審議会という強力な援軍が現れ、昨年最終報告書で移管支持を打ち出し、移管の範囲を人事訴訟以外の諸般家庭関係事件に及ぼすことも提唱した(この司法審報告書には、他にもわが司法の将来に暗影を落とす困った提案が多い。私は、最近の論文(民商一二五巻四一五号五四九頁、五七四頁)で、人事、家事